

行政報告

本日追加提案させていただきます、議案第 11 号及び議案第 12 号の「財産の取得について（追認）」は、平成 28 年度当初予算で教育費の給食センター費に計上をし、予算議決をいただいた案件でございます。

新センターの移転に伴い、運営に必要な備品を購入するために、昨年 10 月 19 日に入札を執行し、同日、落札業者と契約を締結したところであります。

本来でありますと、本件は予定価格が 700 万円以上となる契約となるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところではありますが、大変遺憾ながらその点を失念いたしまして、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものでございます。

このため、本契約を平成 28 年 10 月 19 日にさかのぼって有効とすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものであります。

法令に基づく行政を推進すべき立場にありながら、こうした事態を招いてしまいましたことは、誠に申しわけなく深くおわびを申し上げますとともに、今後こうしたことが二度と繰り返されな

いように、契約事務及びこれに関する財務事務や、基本的な法令などについて職員への研修を継続的に実施するほか、「起工決議書」「契約締結伺」の様式について、摘要欄で議会議決の有無についてのチェック欄を追加し、再発防止に万全を期してまいり所存でございますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、関連する議案といたしまして、理事者として地方自治法違反という重大な事案を発生させた責任を重く受け止め、責任を明らかにするということから、給与減額の条例提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。